

意見書(案)

地域公共交通の維持・充実のための財政支援の拡充を求める意見書

鉄道やバス、タクシーなどの地域公共交通は、地域住民が日常生活を送るために欠かすことのできない重要な社会基盤である。そのため、国においては地域公共交通を維持するための財政支援制度を設けている。

しかし、人口の急激な減少や地域公共交通を担う運転者不足の深刻化等に伴い、民間事業者による運送サービスの提供継続が困難となる地域の増加が懸念される。

本県では、公共交通の空白地域において、移動手段を必要とする住民のために市町村が公共交通を担っているものの、その運営には、国の財政支援を受けてもなお多額の財政負担が生じており、財政基盤が脆弱な本県市町村においては大変厳しい状況にある。

また、本県と新潟県を結ぶJR米坂線は、令和4年8月の豪雨災害により運休が続いており、沿線地域の住民生活に重大な支障をきたしているが、その復旧には巨額の費用を要すると見込まれている。

地域公共交通は、特に高齢者や学生のような、自家用自動車を運転できない住民が自立した日常生活を送るために不可欠なものであるとともに、地域活性化に向けても重要なインフラであり、今後も維持されることが強く求められている。

よって、国においては、地域公共交通の維持・充実のため、必要な財政支援措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和6年3月18日

提出者 山形県議会総務常任委員長 能 登 淳 一

意見書(案)

大地震における広域避難への対応の強化を求める意見書

近年、令和6年能登半島地震をはじめとする大規模な地震が全国各地で発生しており、近い将来に発生すると予想されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震、中部圏・近畿圏直下地震では、甚大な被害が想定されている。

このような中、国においては、中央防災会議を中心に、社会・経済への影響が大きいとされる各地震の被害想定の下、人的・物的被害を減少させるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等、地震ごとに防災対策を推進する基本計画等を策定し、防災・減災に向けた取組みを進めているところである。

また、本県では、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定や近隣県との防災上の連携・協力に関する協定を締結し、災害対応の検証や協定等の見直しを実施し、災害への備えを強化している。

しかしながら、人口が集中する都市部等で大地震が発生した場合に、避難所の収容人数超過やインフラ復旧の遅れ等を理由に、都道府県の区域を越えた被災者の避難(以下「広域避難」という。)が多数行われ、大きな混乱が生じることが想定される。このため、国や地方自治体の具体的な対応の検討や広域での実践的な防災訓練の実施等、災害対応の実効性をより一層強化することが重要である。また、広域避難の受入れに要する避難所運営等の費用は、被災自治体からの広域応援の要請がない場合には原則として受入自治体の負担とされており、広域避難に係る国による財政支援の充実が求められている。

よって、国においては、大地震発生時の広域避難への対応を強化するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 大地震による広域避難について、避難者数や避難日数等の具体的な想定を行うとともに、国や都道府県等の役割を整理し、地震ごとの防災対策を推進する基本計画等に反映すること。
- 2 広域避難に対する移動支援や隣接する都道府県における受入対応等の調整を含む大地震を想定した合同防災訓練を実施すること。
- 3 自主避難を含む広域避難の受入れ等の被災者支援に取り組む地方自治体に対して必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣(防災) あて

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和6年3月18日

提出者 山形県議会防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員長
梅津庸成

意見書(案)

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援制度
の確立を求める意見書

令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9,048人と10年連続で増加しており、本県においても前年度比519人増の2,073人と大幅に増加している。

こうした中、学校以外の場において多様な学習活動を提供するいわゆるフリースクール等の民間施設は、不登校児童生徒にとって社会的自立に向けた学びの場として重要な選択肢の一つとなっている。一方で、フリースクール等を利用するに当たっては、平成27年実施の文部科学省調査によると月額3万3千円程度の利用料が必要となり、経済的理由から通所を断念する事例も見受けられる。また、施設の設立や運営に対して経済的支援を行う自治体は一部にとどまっており、多くの施設は厳しい財政状況に置かれている。

よって、国においては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(以下「教育機会確保法」という。)第3条第2号に明記されている基本理念にのっとり、自治体の財政状況や家庭の経済力など置かれた環境にかかわらず、不登校児童生徒の多様な学習機会を確保するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 教育機会確保法制定時の衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の附帯決議のとおり、不登校児童生徒がフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対して、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政措置を講じること。
- 2 フリースクール等の民間施設の設立及び運営に対する補助金等の経済的支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策)

あて

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和6年3月18日

提出者 山形県議会子育て支援・生涯活躍対策特別委員長
阿部 ひとみ

意見書(案)

オンライン本会議の実現及び産前産後の女性議員の表決権等の確保を求める意見書

人口減少に伴う社会活力の低下が懸念される中、女性活躍推進の取組みが進められている。しかしながら、地方議会では、議員のなり手不足とあわせ、女性議員の割合が低い状況となっている。女性議員は妊娠や出産により、本会議への出席が困難な場合が想定され、産前産後期間における女性議員が本会議に出席することは、母子の健康や生命にかかわるため、望ましくない。こうしたことが、出産・育児と議員活動の両立を妨げることとなり、女性議員のなり手不足や女性活躍の障害となっている。

議会運営上、委員会については、条例改正や設備環境を整備した上で、オンラインにより出席することが可能となったが、本会議については、地方自治法では出席の要件として、現に議場にいることが必要と解されており、オンラインによる参加は出席とみなされない。

妊娠、出産に加えて、育児、介護等の事情や感染症等のまん延、災害発生等により本会議への出席が困難な場合においても、デジタル技術を活用しオンラインによる出席を可能とすることにより表決権等を行行使できるようにすることは、議会運営上大きなメリットになるものと考えられる。

一方で、本会議へのオンラインによる出席が実現した場合でも、出席が困難な事由のある議員、特に、妊娠中や出産後の女性議員については、体調や入院先の病院の設備環境等の事情により、オンラインによる出席が難しいことが想定されることから、代理表決や代理投票等の方法により表決権等を確保することが必要と考えられる。

よって、国においては、議会がその役割を十分に果たすことができるよう、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 本会議におけるオンラインによる出席が可能となるよう法整備を進めること。
- 2 本会議への出席要件の緩和や多様な投票方法等の検討など、女性議員が活躍しやすい環境整備に向けた国会における議論を進めるとともに、地方議会についても同様の環境が整うよう法整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

あて

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和6年3月18日

提出者
賛成者

榎高江阿鈴伊今遠柴
津橋口部木藤野藤田
博啓暢恭香美寛正
士介子平学織子明
人

意見書(案)

主権者教育の一層の推進を求める意見書

地方議会は、投票率の低下、議員の性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足などの課題を抱えており、女性や若者など多様な人材の議会への参画を一層進めていくためには、議会の重要な役割について、将来の地方自治を担うこどもたちを含め広く住民に理解が得られるよう取り組んでいかなければならない。

このような中、令和5年に地方自治法が改正され、地方議会が地域の多様な民意を集約し、地方公共団体の重要な意思を決定すること、地方議会議員は住民の負託を受けて誠実にその職務を行うことなどが明文化され、地方議会に対する住民の関心を高め、理解を深める契機となっている。

国においては、地方自治体に対しアドバイザーを派遣する「主権者教育アドバイザー」制度を展開し、講演や出前授業により主権者教育の推進を図っている。

本県議会においては、若者が県議会を身近なものとして感じ、主権者として政治参加意識の醸成を図るため、「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」や若者向け広報紙の発行などの取り組みを行っている。また、県・市町村選挙管理委員会においては、学校での出前講座等を実施し、主権者教育の取り組みを推進している。

しかしながら、主権者教育は学校をはじめ、家庭、地域など様々な場面で国民運動として取り組むべきものである。また、地方の財政状況により主権者教育の取り組みに差が生じることは望ましいことではなく、主権者教育の一層の推進を図るためには、十分な財源の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、女性や若者など多様な人材の議会への参画推進を図るため、下記の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。
- 2 地方における主権者教育の取り組みに必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和6年3月18日

提出者 榎 津 博 士
 高 橋 啓 介
賛成者 江 口 暢 子

平学織子明人
恭香美寛正
部木藤野藤田
阿鈴伊今遠柴